

指定(介護予防)

認知症対応型共同生活介護重要事項説明書及び

重度化した場合及び看取り介護(ターミナルケア)における対応指針及び
情報提供に関する同意書

有限会社サポート

グループホームくらのうえ

指定認知症対応型共同生活介護及び 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 重 要 事 項 説 明 書

当事業所はご契約者に対して指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下、総称して「指定認知症対応型共同生活介護」という。）事業のサービス提供開始にあたり、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業に基づいて、当事業者がご契約者に説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者(事業所を運営する法人)

事業者の名称	有限会社 サポート
法人所任地	佐賀県佐賀市大財1丁目8番40
法人種別	有限会社
代表取締役 氏名	江口 裕太
電話番号	0952-29-2502
法人設立日	平成 30年 6月 1日

2. 利用者に対してサービス提供を実施する事業所

(1) 事業所の名称等

施設の名称	グループホームくらのうえ
介護保険指定 事業者番号	指定認知症対応型共同生活介護 第410300257 指定介護予防認知症対応型生活介護 第410300257
事業所所在地	〒841-0056 佐賀県鳥栖市蔵上三丁目304
管理者	福田 裕輔
電話番号	0942-80-6900
FAX番号	0942-83-8610

(2) 事業所の職務体制

職	職務内容	人員数
管理者	従業員の管理及び指定認知症対応型共同生活介護等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うと共に。従業員に事業に関する法律等を遵守させるために必要な指導命令を行います。	常勤兼務 1名 (2ユニットを兼務)

計画作成担当者	認知症対応型生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成等に関する業務を行います。	常勤兼務 2名 (介護支援専門員) (介護職員)
介護従業者	認知症対応型生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、指定認知症対応型共同生活介護等のサービスの提供を行います	常勤換算法により 各ユニット 3名以上
看護職員	日常的な健康管理を行い、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応が取れるよう、介護計画への助言や医療機関(主治医)との連携を行います。	常勤換算法により 1名以上

3. 事業の目的

第1条 有限会社サポートが設置経営する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の運営及び利用について必要な事項を定め事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

※要介護者とは（要介護認定要支援Ⅱ含む）

（運営の方針）

第2条 指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助するものである。

指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう利用者の心身状況を踏まえて、妥当適切にサービスを提供する。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供の終了に際しては利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

5. 建物の概要

(1) 建物

建物形態	併設型 併設施設	メルシー訪問看護ステーション
建物構造	鉄筋コンクリート造 2階建て	
広さ	敷地面積 912, 55㎡	延床面積 567. 90
二人部屋の有無	☐ 有 ☒ 無	
ユニット数と利用定員	2ユニット 利用定員18名 (各ユニット 利用定員9名)	

(2) 設備

設備の種類	数	面 積	一人当たりの面積
食 堂・居 間	1 室/階	33. 12㎡・91. 8㎡	13. 88㎡
浴 室	1 室	4, 9㎡	0. 54㎡
計		60, 0㎡	15. 34㎡

6. 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
食 事	・献立表を作成し、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティーに富んだ食事を提供します。 ・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただくよう配慮します。(食事時間) 朝食 7:00 昼食 12:00 夕食 17:00
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立に向けた適切な援助を行います。
入 浴	・週2回以上の入浴またはご本人の体調により清拭を行います。 ・状態により見守り・介助いたします。
着 替 え 離 床	・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・利用者の状態に合わせ、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 ・シーツ交換は、週1回、寝具の消毒は定期的を実施します。
健 康 管 理 (医療連携体制加算)	・看護師により健康管理を行います。 ・主治医や協力医療機関病院の医師との連携を図り、その指示により適切な健康管理に努めます。 ・緊急等必要な場合は主治医あるいは協力医療機関に責任を持って引き継ぎます。 【協力医療機関】 医療法人健裕会 古賀内科医院 診療科目 内科・小児科・リハビリテーション科

相談及び援助	当施設は、利用者及びご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
機 能 訓 練	・日常生活の中で機能訓練を行います。 ・ラジオ体操やレクリエーション活動を実施します。
行政手続き	・行政手続き代行の実施を行います。
その他の支援	・当施設は利用者とスタッフが共同生活する場です。自分でできることは自分ですることを基本とし、お互いの能力を出し合って本人の了解のもと掃除や整理整頓、調理の下ごしらえ、洗濯物のたたみ方など協力して行えるよう支援します。 ・その他必要な支援を行います。

(2) 介護給付外サービス

サービスの種別	内 容
おむつの提供	利用者のご希望に応じて提供します。
食材の提供	栄養士による食材の検収により、新鮮で安価な食材を提供します。
教養娯楽施設の利用	グループ活動など教養娯楽活動を提供します。
レクリエーション行事	年間行事に基づいたレクリエーション活動を提供します。
受診同行サービス	緊急時に職員が受診の同行を行います。

7. 利用料金

(1) 法定給付

認知症対応型共同生活介護事業等の費用(介護保険適用サービス)

介護保険が適用される利用者については、原則として提供した認知症対応型共同生活介護事業等の要介護度区分に応じた費用の1割、2割又は3割の金額を頂きます。

※1日あたりの要介護度による1割負担分

(厚生労働省通知等により変更となる場合もあります。)

認 知 症 対 応 型 生 活 介 護 等 の 費 用 (1日につき)	
要支援2	749単位
要介護1	753単位
要介護2	788単位
要介護3	812単位
要介護4	828単位
要介護5	845単位

・その他の加算

初期加算	・入所した日から起算して30日と30日を超える病院又は診療所への入院後に認知症対応型共同生活介護事業所に再度入居した場合については初期加算として一日30単位を加算します。	30単位
医療連携体制加算(Ⅰ)イ	・事業所の職員として看護師を常勤換算で1名以上配置し、事業所の職員である看護師、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保しています。	57単位
医療連携体制加算(Ⅱ)	・医療連携加算(Ⅰ)を算定し算定日が属する月の3月間において、次のいずれかに該当する状態の入居者が1人以上です。 (1) 喀痰吸引を実施している状態 (2) 胃ろう等の経腸栄養が行われている状態 (3) 呼吸障害等により人工呼吸を使用している状態 (4) 中心静脈注射を実施している状態 (5) 人工腎臓を実施している状態 (6) 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 (7) 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態 (8) 褥瘡に対する治療を実施している状態 (9) 気管切開が行われている状態 (10) 留置カテーテルを使用している状態 (11) インスリン注射を実施している状態	5単位
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	・総報酬単位数に以下の加算率を乗じます	17.8%

(2) 法定外給付(利用料等)

区 分	利 用 料
室 料	・ 一月当たり 67,000円(月額徴収)
保証金の有無(入居時一時金)	・ なし
理容・美容サービス	・ 理容サービス 実費徴収 ・ 美容サービス 実費徴収
おむつの提供	・ 実費徴収
食材の提供	・ 1日当たり:1,250円 (朝食:350円 昼食:450円 夕食:450円)
水道光熱費	・ 賃料に含む

(3) 利用者の選定により提供するもの

区 分	利 用 料
特 別 な 食 事	・ 要した費用の実費

日常生活に要する費用で本人に負担いただくことが適当であるもの	・レクリエーション費用 ・その他
--------------------------------	---

8. 入居者の概要

入居にあたっての条件	・要支援Ⅱ以上で認知症状態がある者 ・病状が安定していて入院治療の必要がない者
退居にあたっての条件	・要介護の認定更新において、自立もしくは要支援Ⅰと認定された場合。 ・治療等その他のため1ヶ月半以上施設を離れることが決まり、その移転先が受け入れ可能となったとき。 ・その他の理由により退去する場合。

9. 苦情等申立先

当施設ご利用相談室	■グループホームくらのうえ 〒841-0056 佐賀県鳥栖市蔵上3丁目304 TEL：0942 - 80-6900 担当者：福田 裕輔 ご利用時間 毎日 8：30～17：30 苦情箱 施設内に設置 ■鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課 〒841-0037 鳥栖市本町3丁目1494-1 TEL：0942 - 81 - 3317 FAX：0942 - 81 - 3316 ■佐賀県国民健康保険団体連合会 介護保険課 〒840-0824 佐賀市呉服元町7番28号 佐賀県国保会館 TEL：0952 - 56 - 4302
-----------	--

10. 医療機関等との連携状況

(1) 概要 介護相談員等の受入状況

連携医療機関名	古賀内科医院 / はらがが歯科医院
市町村との連携状況	なし
入居者家族会等の有無	☐ 有 ☒ 無
家族の面会時間の設定の有無	☐ 有 ☒ 無
介護相談員等の受入状況	☒ 有 ☐ 無

(2) 協力医療機関詳細

①

医療機関の名称	古賀内科医院
院長名	古賀 仁了

所在地	鳥栖市宿町 1 1 0 6 番地 2
電話番号	0 9 5 4－8 3－3 2 0 4
診療科目	内科・小児科・リハビリテーション科
契約の概要	利用者の病状の急変があった場合、診療を依頼

②

医療機関の名称	佐賀新鳥栖デンタルクリニック
院長名	古賀 素子
所在地	鳥栖市原古賀町 8 6 1 番地
電話番号	0 9 4 2－5 0－6 6 3 3
診療科目	歯科・小児歯科
契約の概要	利用者の病状の急変があった場合、診療を依頼

11. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「消防計画」に沿って対応します
近隣との協力関係	地域の消防団との協力連携を図り、非常時には相互の応援を仰ぎます。また、施設と消防署とは非常通報装置により非常連絡が行える体制を図っています。
非常時の避難訓練及び防災設備	別途定める当施設の消防計画にのっとり年2回、夜間及び昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。 カーテン・ふとん等は防災性能のあるものを使用しております。
消防計画等	防火管理者 ： 福田 裕輔

12. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来 訪・面 会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届出てください。面会の際は必ず面会簿にご記入をお願いいたします。入居者への食べ物などの差入れに関しては食事量の把握などに関係してきますので必ず職員に申し入れください。
外 出・外 泊	外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申出てください。
医療機関への受診	入居中に急変や受診の必要が生じた場合、協力病院又はご本人が希望される医療機関へ受診していただきます。継続的な治療を受けられている方については主治医の治療を継続していただく事となります。

居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は、決められた場所以外ではお断りします。飲酒は主治医の許可が有れば適正の範囲でお飲みください。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	私物には必ず名前をご記入ください。
現金等の管理	貴重品や大金は持ち込まないようにし防犯にご協力ください。
宗教活動・政治活動・営利活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物の飼育	施設内でのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

13. 介護事故発生の防止及び事故発生時の対応

介護事故発生の防止

- ・当施設は事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備します。
- ・当施設は、事故が発生した時またはそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備します。
- ・当施設は、事故発生の防止のための委員会及び介護職員その他の従業者に対する研修を定期的に行います。

14. 緊急時の対処方法

利用者に容態の変化等があった場合は、「緊急連絡先」に基づき、保証人等へ連絡すると共に、主治医あるいは協力医療機関に連絡し、医師の指示に従います

15. 高齢者虐待防止

- ・当施設は、虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止対策責任者	管理者 福田 裕輔
-----------	-----------

- ・当施設は、虐待防止のための指針を整備します。
- ・当施設は、成年後見人制度の利用を支援します。
- ・当施設は、苦情解決体制を整備しています。
- ・当施設は、従業者に対する人権擁護・虐待防止の委員会及び啓発するための研修を定期的に行います。

- ・当施設は、従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できるメンタルヘルス体制を整えるほか、従業者がご利用者（入所者）等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- ・サービス提供中に、当施設の従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者（入所者）を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に通報します。

16. 緊急やむを得ない場合の身体拘束の手続き

身体拘束等の適正化に向けての取り組み

- ・当施設は、身体的拘束等の適正化の指針を整備します。
- ・サービス提供に当たり、ご利用者（入所者）または他のご利用者（入所者）の生命または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- ・緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、その事由をご利用者（入所者）及び保証人に、【緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書】をもって説明し、同意を得ます。
- ・当施設は、緊急やむを得ず行う身体拘束について、実施状況の記録を整備し、その廃止に向けて対策を検討する委員会を開催するなど、身体的拘束等の適正化の取り組みを行います。
- ・身体拘束等の適正化のための従業者に対する研修を定期的に行います。

営に関する留意事項)

17. その運営に関する留意事項

- ・事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備します。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係(ハラスメント)を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための定期的な研修会を実施し従業者との共有を図ります。

- 3 その運営に関する重要事項は有限会社サポートと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

18. 第三者評価の実施

実施の有無	直近の実施年月日	評価機関	評価結果の開示状況
あり	令和6年2月27日	公益社団法人 佐賀県社会福祉士会	

重度化した場合及び看取り介護

(ターミナルケア)における対応に関する指針

1. 当施設における重度化した場合及び看取り介護における対応に関する考え方

環境の変化に影響を受けやすい認知症高齢者が、可能な限り継続して指定認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）での生活を継続できるように、当施設では看護職員が夜間等、看護職員の不在時でも連絡体制を定めて、必要に応じ緊急の呼び出しに応じて出動対応する体制をとっております。

お客様の状態が重度化（悪化）した場合には、医療機関（主治医）との連絡、調整を行い可能な限り継続して当施設での生活を継続できるように支援させていただくとともに、お客様の状態が重篤な状態となり、「看取り」の介護が必要になった際には、ご本人、ご家族の希望により施設内で終末期を過ごすことも可能です。

当施設における、「看取り」の介護とは、医学的処置をしても治癒の見込みがないお客様に対して、延命を目的とするのではなく、身体的苦痛や死の恐怖を軽減することにより、残された人生の質(QOL)を向上することを目的として、その方の人格を尊重した総合的なケアを行うことと考えています。

2. 重度化した場合の指針

当施設では、施設ご入居後にお客様の身体状況が重度化した場合においても、ご本人、ご家族の希望によりグループホームでの生活を支援させていただきたいと考えています。

お客様の状態が重度化（悪化）した場合には、医療機関（主治医）との連絡、調整を行い、必要時には医療機関への入院等の必要な対応を図るとともに、病状が安定された後については、可能な限り継続して当施設での生活を継続できるように支援いたします。

3. 看取り介護(ターミナルケア)を実施するにあたり

ターミナル期をどのように迎えるかという死生観は、個人の価値観によるものがあります。そのため入居者及び家族が、ターミナル期にどのような医療・介護・看護を望むのか、事前に把握し、また変更がないか適宜確認を致します。同時に当施設での医療・看護連携、ターミナルケアについて説明を行い、理解を得ます。

4. 看取りの介護(ターミナル)の手順

- 1) 「看取り」の介護の指針についての説明
ご入居時に当施設についてご家族に説明します。この時に可能であれば「看取り」の介護の希望を確認します。また、希望内容についてはいつでも変更できることを説明します。
- 2) 「看取り」の介護の開始時期
医師より回復の見込みがないと診断された時につき、終末期を当施設で過ごす事の同意をご家族に得て、「看取り」の介護を開始します。
- 3) 「看取り」の介護に対する希望の確認
医師より病状説明後、ご家族に「看取り」の介護の希望について確認します。病院入院を希望した時は、速やかに医療機関と連携を取り入院支援を行います。
- 4) 「看取り」の介護の実施
個別の「看取り」の介護計画書を立案し、またその内容については、スタッフ間で周知徹底します。なお、この計画書は入居者又はご家族にも丁寧に説明を行い、共通の認識をもって「看取り」の介護を実施します。
- 5) 「看取り」の介護の意思の確認
「看取り」の介護の前期・中期・後期・直前期や、また入居者の身体状況の変化により、「看取り」の介護の希望が変化することがあるため、随時確認していきます。また家族間で、「看取り」の介護に対する希望が異なることもあるため、家族間の意思の統一についても確認していきます。

5. 入院時の料金の取り扱い

- 1) 入院時の当施設の料金の取り扱いに関しましては、下記の通りとします。
(施設利用料等)

区 分	利 用 料	料金徴収の有無
室 料	月 額 67,000円	有り
理容・美容サービス	・理容サービス ・美容サービス	無し
食材の提供	1日当たり 1,250円	無し

*入院中に当施設より、理容・美容サービス・おむつの提供・食事の提供等の配食配達サービス等は、いたしておりません。

*介護報酬の告示上の額（介護サービス費の1割）は発生いたしません。

6. 重度化した場合及び看取り介護(ターミナルケア)の対応の主な内容

重度化した場合の対応	1) 急性期における対応 ① 医師や医療機関との連携 ② ご家族へのケア(相談・不安への対応)
	2) 入院した場合の対応 ① 入院時の支援 ② ご本人、ご家族の今後の療養に関する希望の確認 ③ 退院(グループホームでの受入)へむけた支援
	3) 慢性期における対応 ① ご本人、ご家族の今後の療養に関する希望の確認 ② 医師や医療機関との連携 ③ 必要時には、「看取り」の介護の内容確認
看取りの介護における対応	1) 身体介護 ① バイタルサインのチェック ② 苦痛・疼痛の除去 ③ 栄養と水分の適切な補給 ④ 排泄ケア ⑤ 身体の清潔 ⑥ 環境整備(室温・採光・換気・音)
	2) メンタルケア ① 不安への対応(ニーズに沿う対応) ② 言語的・非言語的コミュニケーションの充実 ③ プライバシーの配慮・人権の尊重
	3) ご家族へのケア ① 相談・不安への対応 ② 身体的・精神的負担の軽減 ③ 付き添い時の対応
	4) 死亡時のケア ① 臨終時の対応 ② 死後処置 ③ 出棺時の対応

7. 重度化した場合及び「看取り」の介護にかかる費用について

重要事項説明書「5. 入院時料金の取り扱い」に説明している通り、以下の利用料が必要となります。医療機関へご入院された場合の室料の取り扱いについては、ご本人及びご家族から『利用契約解除届』のない限り、所定の費用をご請求させていただきます。又、食費などについては、徴収しておりません。

8. 協力医療機関との連携体制

当施設は協力医療機関の医師・看護師との連携により、日頃より入居者の健康管理を行い、また緊急時には24時間のオンコール体制を確保しています。「看取り」の介護が必要になった際には、医師から状態をお知らせし、指針の内容に基づいてご本人、ご家族の希望により施設内で終末期を過ごすことが可能です。看取りや緊急対応の際には協力医療機関と連携して対応に当たります。

指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護重要事項説明書及び重度化した場合及び看取り介護(ターミナルケア)における対応指針及び情報提供に関する同意書

以上、規約に際し、事業者より重要事項説明書の説明を詳細に受けました。重要事項内容を了解しましたので利用契約書の締結に同意します。

また、ターミナルケアの指針・重度化した場合及び看取りにおける対応に関する指針に関しても同意します。

本契約を証するため、本同意書2通を作成し、契約者及び事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者	住所	佐賀県佐賀市大財1丁目8番40号
(乙)	事業者名	有限会社 サポート グループホームくらのうえ
	代表取締役 氏名	江口 裕太 印
	電話番号	0952-29-2502

利用者	住所	
(甲)	氏名	印
	電話番号	

署名代行者	住所	
	氏名	続柄 印
	電話番号	

署名代行の理由 ()		
保護義務者 (家族及び身元引受人)	住所	
	氏名	続柄 印
	電話番号	